

件名	愛媛県みつばち転飼条例を廃止する条例
主管課	畜産課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>県の区域内における蜜蜂の転飼の許可制度を廃止するため、愛媛県みつばち転飼条例（昭和31年愛媛県条例第21号）を廃止する。</p>	
施行日	平成25年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 愛媛県みつばち転飼条例の概要</p> <p>県の区域内における蜜蜂の転飼について、蜂群の配置及び飼育の適正化を図ることを目的とし、規制を行うもの</p> <p>（主な規定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の区域内における転飼の許可制</li> <li>・転飼の許可を受けた者に対する報告の徴収又は物件の検査</li> <li>・転飼の許可に係る手数料の徴収</li> <li>・無許可の転飼に対する罰則</li> </ul> <p>2 廃止の理由</p> <p>(1) 条例制定当時、養蜂業者間で蜜源を巡る争いが多数発生していたことから、県の区域内における転飼について許可制度を設けていたところ、養蜂業者の減少もあり、県内の蜂群の配置調整は飼育者間で円滑に実施されており、県が蜂群の配置調整を行う必要がなくなったため。</p> <p>(2) 養蜂振興法が改正（平成25年1月1日施行）され、蜂群の配置調整、転飼の管理等について、都道府県知事の権限が規定され、法に基づき立入検査等を行うことができるようになったため。</p> <p>3 用語</p> <p>(1) 転飼 蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育すること。</p> <p>(2) 蜂群 蜜蜂の群。巣箱1つに1蜂群</p> <p>(3) 蜜源 蜜蜂に蜜を採取させるのに適した植物（レンゲ、ミカン等）</p> <p>(4) 蜜ろう 蜜蜂の巣を構成する「ろう」を精製したもの（ろうそく、リップクリーム等の原料）</p>	